

平成26年7月22日

綾瀬市長 笠間 城治郎 殿

綾瀬市個人情報保護審査会

会長 永山茂樹



臨時福祉給付金給付事業に係る本人以外からの収集及び本人通知の省略

並びに目的外の利用又は提供及び本人通知の省略について（答申）

平成26年6月6日付けで、諮問のあった件について、次のとおり答申します。

1 本人以外からの収集及び本人通知の省略

(1) 審査会の結論

綾瀬市個人情報保護条例第9条第3項第5号及び同条第4項ただし書の規定に基づく諮問事案の内容については、適當なものと認めます。

(2) 諒問する根拠

実施機関は、綾瀬市個人情報保護条例第9条の規定により、原則として個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報を取り扱う目的を明確にし、収集する個人情報の範囲を当該取扱目的のために必要な限度を超えないものとしなければならないが、例外として本人以外から収集することが認められることについて定める同条第3項第5号の規定により、認められるか否かを確認するため審査会に諮問されたものです。

(3) 実施機関の主張（本人以外から収集する理由及び必要性）

臨時福祉給付金給付事業の実施に伴い、給付金の加算措置に必要な年金、手当等の受給に関する個人情報や施設等入所児童等及び入所者に配慮した措置を行うための個人情報については、日本年金機構や措置自治体等といった外部機関が有しております、事務の性質上、あらかじめ本人から収集することは困難であることから、本人以外からの収集について本審査会に意見を求めるものです。

(4) 審査会の判断

本件における個人情報の取扱いについては、綾瀬市個人情報保護条例第9条第3項第5号に規定する本人以外からの収集に該当するものであるが、本事業は、平成26年4月の消費税率引き上げに際し、低所得者に与える影響に配慮し、暫定的・臨時的な措置として、臨時福祉給付金を支給するものです。また、同給付金の支給対象者の多くは、高齢者、障害者等と見込まれ、加算措置の対象となる年金・手当等の情報を保険年金機構等から個人の情報を収集することで申請又は審査の際に、加算額が支給されないことがないようにするために行うと思料されます。また、情報の活用に当たっては、IDやパスワードで閲覧する職員を最小限とし、かつ端末機を限定するなど、その個人情報の取扱いに十分な配慮がなさることが伺えます。以上のことから当該本人の権利利益を不当に侵害するものには当たらないと判断し、(1)の審査会の結論に至ったものです。

2 目的外の利用又は提供及び本人通知の省略

(1) 審査会の結論

綾瀬市個人情報保護条例第10条第1項第5号及び同条第3項の規定に基づく諮問事案の内容については、適当なものと認めます。

(2) 諒問する根拠

実施機関は、綾瀬市個人情報保護条例第10条の規定により、原則として個人情報を収集したときの取扱目的の範囲を超えて、市の機関の内部若しくは市の機関相互において、当該保有個人情報を利用し、又は実施機関以外のものに提供してはならないが、例外として利用又は提供が認められる場合について定める同条第1項第5号の規定により、認められるか否かを確認するため審査会に諮問されたものです。

(3) 実施機関の主張（保有個人情報の目的外の利用又は提供する理由及び必要性）

福祉総務課が実施する臨時福祉給付金事業の給付金の加算措置に必要な手当等の受給に関する個人情報は、子育て支援課及び障がい福祉課が保有しており、申請者に臨時福祉給付金を円滑に支給するために、必要な個人情報を提供するため、目的外の利用又は提供について本審査会に意見を求めるものです。

(4) 審査会の判断

本件における個人情報の取扱いについては、綾瀬市個人情報保護条例第10条

第1項第5号に規定する目的外の利用又は提供に該当するものであるが、本事業は、平成26年4月の消費税率引き上げに際し、低所得者に与える影響に配慮し、暫定的・臨時的な措置として、臨時福祉給付金を支給するものであり、福祉総務課が実施する臨時福祉給付金事業の給付金の加算措置に必要な手当等の受給に関する個人情報は、子育て支援課及び障がい福祉課が保有しております、申請者に臨時福祉給付金を円滑に支給するために必要な個人情報として提供されるために行うと思料されます。また、情報の活用に当たっては、IDやパスワードで閲覧する職員を最小限とし、かつ端末機を限定するなど、その個人情報の取扱いに十分な配慮がなされることが伺えます。以上のことから当該本人の権利利益を不当に侵害するものには当たらないと判断し、(1)の審査会の結論に至ったものです。